



# 養育費とは



平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」と「養育費の分担」があること、これらの取り決めをするときは、子の利益をもっとも優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。離婚により親権者でなくなった親であっても子どもの親であることに変わりはありませんから、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることはとても大切なことです。

## 養育費は子どもの権利です。

親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務(生活保持義務)だとされています。

## 養育費の取り決めについて

新しい生活の始まりから養育費の支払いがスムーズに行われるように、金額・支払時期・支払期間・支払方法などを具体的に決めておくようにしましょう。後日、紛争が生じないように、口約束ではなく書面に残しておくようにしましょう(できれば公正証書にするのがよいでしょう)。

離婚の際に取り決めができなかった場合にも、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、いつでも養育費を請求することができます。

## 金額の変更

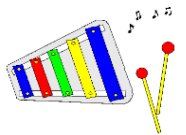
養育費の支払いは、長い年月にわたるものです。その間、父母の収入が変化したとき、再婚により扶養する家族が増えたときなど、事情の変更がある場合には、養育費の増額や減額を双方が話し合っ決めて直すことができます。

## 家庭裁判所の利用

父母の話し合いで養育費について取り決めることができない場合は、家庭裁判所に養育費請求の調停を申し立てることができます。調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所が審判で決めます。

静岡県 静岡市 浜松市 母子家庭等就業・自立支援センターでは、養育費に関する相談を行っています。

# 面会交流とは



離婚や別居で離れて暮らす親と子が、会って話をしたり、一緒に遊んだり、学校行事に参加したり、電話や手紙・メールなどで交流することを「面会交流」といいます。

子どもは面会交流を通して、どちらの親からも愛され、大切にされていることを実感し、安心感や自信を得ることができます。また、子どもにとって自分自身のルーツである「実の親を知る」ことは、子どもが成長していく上で大きな意味があります。



面会交流は子どもの体調や生活ペースに合わせ、子どもに無理がないような計画を立てましょう。どちらの親も相手の悪口を言わない、約束を守るなどのルールを決めることが大切です。

## 子どもと一緒に暮らしている方へ

子どもが面会に出かけるときは笑顔で送り出しましょう。帰ってきたときは笑顔で迎え、面会中の様子をあまり細かく聞かないようにしましょう。

## 子どもと離れて暮らしている方へ

高価なプレゼントなどで子どもの関心を引き付けたり、子どもに秘密を持たせることはやめましょう。

面会交流は子どものためのものであり、面会交流の実施については、子どもの利益を最優先して考慮しなければなりません。

時間の経過とともに、子どもは成長し、環境も変化しますので、状況に応じて方法を柔軟に変えていくことも大切です。

## 家庭裁判所の利用

父母の話し合いで面会交流について取り決めることができない場合は、家庭裁判所に面会交流の調停を申し立てて、調停手続きの中で話し合うこともできます。

静岡県 静岡市 浜松市 母子家庭等就業・自立支援センターでは、面会交流に関する相談を行っています。

# 離婚の際の取り決めに関する流れ



離婚を考える

## ①離婚の際、取り決めすべきこと

- 離婚の合意
- 親権
- 養育費
- 面会交流
- 財産分与
- 慰謝料など
- 婚費(別居の場合)

① について  
未解決の問題がある場合

調停離婚

① について  
話し合いで取り決めがある場合

協議離婚

② 家庭裁判所に調停の申立て

未解決部分を  
調停申立て

公正証書  
の  
作成

公証役場

口約束  
私的文書

約束が守られなかった時

履行勧告をする

家庭裁判所に履行勧告の申し出

履行勧告の成果がない

② 家庭裁判所に調停  
の申立てからスタート

強制執行をする